

損失補償債務評価基準骨子（案）と論点

平成 20 年 2 月 20 日

第 1 損失補償債務等の評価の区分について

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 4 号へに規定する設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成 20 年総務省令第 8 号）第 12 条第 5 号に定める地方公共団体の損失補償債務又は同条第 1 号から第 4 号に掲げる保証以外の保証に係る債務の一般会計等負担見込額（以下「損失補償債務等負担見込額」という。）は、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。
 - 一 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償
 - イ 民間金融機関等からの貸付等に係る損失補償
 - ロ 国の政策金融機関の超長期貸付に係る損失補償
 - 二 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償
 - イ 信用保証協会等公的保証機関の保証債務に係る損失補償
 - ロ 制度融資に係る金融機関の貸付に係る損失補償
 - 三 その他の形態の損失補償、債務保証

※ 前回示した区分については、特に、地方公共団体等からも、意見がなく、これらの区分で行うということによいか。

第 2 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定の基準

- 1 地方公共団体の法人への財政的援助として金融機関等からの借入れに対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、次のいずれかの方法によって算定するものとする。
 - (1) 標準評価方式
 - ① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法）
 - ② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）

③ ①及び②の手法を組み合わせる判定する方法

④ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(2) 個別評価方式

① 資産債務個別評価方式

② 経営計画個別評価方式

③ 損失補償付債務償還費補助評価方式

※ 地下鉄、モノレール等公営企業に準じた事業を、超長期での収支相償を予定して実施する場合については、これらの事業を実施する地方公共団体の意見を踏まえ、公営企業の解消可能資金不足額と同様の手法で耐用年数内で債務が償還可能かどうかで判断する「経営計画個別評価方式」により、個別に経営計画を評価する方式を認めることとしてはどうか。

※ 第三セクター等が損失補償を付された借入金等を財源に施設整備を行うが、その借入金等の償還時においては、損失補償を付した出資団体等がその全部又は一部を助成しており、これらにより収支が均衡しているようなケースについては、借入金元利償還に対する元利償還費補助の割合を借入金残高に乗じて、損失補償債務等将来負担額とする方式として、損失補償付債務償還費補助評価方式を導入してはどうか。

2 標準評価方式は、損失補償付債務を次の5段階に区分し、当該損失補償を付している貸付金等の額に、それぞれの区分ごとの損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

A 正常償還見込債務（仮称）（10%以上）

- 当該法人の収益（地方公共団体からの補助金等を除く。）で、損失補償付債務を償還できる見込みの債務

B 要団体関与債務（仮称）（30%以上）

- 経常損益が赤字であるなど財務内容等に注意を要する法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に低率ではあるが一定の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

C 要団体支援債務（仮称）（５０％以上）

- 繰越欠損金を持つなど財務内容等から地方公共団体が今後、一定の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に、１／２程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

D 実質団体管理債務（仮称）（７０％以上）

- 経営難の状態にあり、財務内容等から地方公共団体の相当程度の今後の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還に、７０％程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

E 実質団体負担債務（仮称）（９０％以上）

- 実質的に経営破綻している法人に対する損失補償付債務
- 損失補償付債務の償還のほぼ全額程度の地方公共団体負担が予定され又は見込まれている債務

※ 債務者区分では、地方公共団体の補助金等の支援により経常損益が黒字で、財務基盤が確保されている法人等は正常先に分類されるものであるのに対し、損失補償評価の場合には、こうしたケースのものを一定の財政負担が予定される法人と評価して当該法人の損失補償付債務の一定割合を将来負担額に算入することが必要なものであり、誤解を招かないよう、別の表現とすべきではないか。

※ その際、損失補償については、損失補償債務の性格を、① 債務者の区分、② 損失補償を付している債務の返済不能債務額に占める割合、③ 損失補償を付している債務への他の信用補完措置との優先順位等も含めて評価することから、上記のような債務の区分及び用語とすることが考えられるがどうか。

※ 正常償還見込債務は、正常先に分類される債務者区分にほぼ相当するため、地方公共団体からは、民間金融機関の引当率に比して、１０％の最低算入率が高いとの意見があるが、これについては、下記のような理由から、正常償還見込債務であっても、１０％以上とすることを考えているがどうか。

- ① そもそも貸付金に金融機関が損失補償を付すことを求めていることから考えて、一定のリスクがあると考えるべきであること。

② 正常先への引当率は金融機関において極めて低いことは事実であるが、BIS規制において、標準的手法では民間事業者へのリスク・ウェイトは100%とされ、これに対して8%以上の自己資本を求めていることとは、ほぼ均衡がとれた数値となっていると考えられること。

③ 「債務調整等に関する調査研究会」の中間まとめでも、損失補償についての規律の強化やその信用リスクを厳しく評価する観点から、損失補償契約の内容に応じて損失補償債務残高の一定割合を将来負担額に算入することを原則とすべきとされていること。

※ 逆に、債務者区分において実質破綻先又は破綻先とされている場合においても、資産があり債務超過額が損失補償付債務の額に及ばない場合、他の信用補完措置が優先される場合等も考えられるため、実質破綻先又は破綻先とされている場合においても、90%以上とすることとしてはどうか。

3 標準評価方式のうち対象となる法人の公表された財務諸表等から損失補償付債務の区分を評価しようとする財務諸表評価方式は、貸借対照表上の純資産等の状況及び損益計算書上の経常損益の状況等に応じて、別紙1に定めるところにより、損失補償付債務を区分し、当該該当する損失補償付債務区分に対応した算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。この場合において、売上げが継続して減少している等、特に考慮すべき事情がある法人については、算入率を高めることを検討すること。

4 財務諸表評価方式に用いる財務諸表は、次の条件を充たさなければならない。

- (1) 当該財務諸表については、監査法人又は公認会計士の監査を経たもの、当該団体の監査委員の監査が行われているもの、その他財務諸表が当該法人の財政状態、経営成績等を適正に表示していることが確認されているものであること。
- (2) 経常損益の計算上、出資地方公共団体からの補助金を経常収益に計上していないものであること。公益法人等で経常収益に計上している場合には、損失補償を付している団体からの受け取り補助金等を除外して、経常損益を計算すること。
- (3) 不動産の売買を主たる業務とする法人においては、販売用不動産について強制評価減を適切に適用している財務諸表であること又は保有する土地の価額について規則第4条第2項に定める方法により算定して再評価したものであること。

※ 損失補償付債務の区分については、別紙 1 参照。

※ 財務諸表等について、監査法人又は公認会計士の監査を得ることが困難な地方の法人等のケースにおいて、これら以外でも、当面は、対象となる財務諸表をある程度広く認めることが必要と認められるが、監査委員の関与に際して、どのような条件等を付すべきか。

※ 地下鉄、モノレール等の公営企業に準じた事業、地方住宅供給公社には、経常損益では赤字だが、減価償却前での黒字を確保している企業、超長期での収支相償を予定して実施する事業があるが、これらについては、財務諸表からの評価をどうするか。

5 3の財務諸表等による標準評価方式に基づく損失補償債務の区分は、次のような法人の事情があるときは、それぞれ、次の方法によることができる。ただし、法人の経営実態等からこれらの方法によることが不適当と考えられる場合においては、これらの方法を用いてはならない。

- (1) 当該法人が営業開始準備中であるとき A 正常償還見込債務（仮称）
- (2) 当該法人が営業開始から3年以内であるとき A 正常償還見込債務（仮称）
- (3) 当該法人が、創業から概ね5年以内に黒字化し、かつ、売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね7割以上確保されているとき A 正常償還見込債務（仮称）
- (4) 当該法人の売上げが3期連続上昇し、経常利益を確保しているとき 一ランク上の区分
- (5) 当該地方公共団体以外の地方公共団体や金融機関等の主体による支援を前提として経営改善計画等が策定されているとき 一ランク上の区分
- (6) 営業を停止しているとき E 実質団体負担債務（仮称）
- (7) 損失補償よりも明確に優先して適用される信用補完措置が当該債務の一部に付されているとき 一ランク上の区分
- (8) 損失補償よりも明確に優先して適用される信用補完措置が当該債務額の多くに付されているとき 二ランク上の区分

※ これらの補完的基準の必要性を、どのように考えるか。

※ これ以外に、どのようなものが考えられるか。

6 標準評価方式のうち対象となる法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式で損失補償付債務の区分を評価しようとする場合においては、別紙2の区分に応じて、該当する損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とするものとする。

※ 損失補償付債務の区分については、別紙2 参照。

7 標準評価方式のうち、財務諸表等による評価方式と対象となる法人の経済的取引や出資地方公共団体等の支援等の事象から判定する評価方式で損失補償付債務の区分が異なる場合は、原則として、より低い区分によるものとする。
双方を勘案した結果、さらにより低い区分に分類することが適当と考えられるときは、さらに低い区分とする。

※ 他に留意すべき事項があるか。

8 当該法人が損失補償以外の財政的支援を受けていない場合において、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」（平成19年金融庁告示第28号）に定める適格格付機関の依頼格付け（発行体格付）を取得している場合には、別紙3の区分に応じて、当該該当する損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とすることができるものとする。

※ 損失補償付債務の区分については、別紙3 参照。

※ 当該法人が、損失補償以外の財政的支援を受けている場合には、それらの支援を加味した評価となるため、用いることができないので、限定的にしか使用できないか。

9 当該法人が損失補償以外の財政的支援を受けていない場合において、適格格付機関の依頼格付以外の格付機関、信用リスク評価機関の格付等のうち、次に定めるものから依頼格付等を取得している場合には、別紙4の区分に応じて、該当する損失補償債務算入率以上の率を乗じて得た額を損失補償債務等負担見込額とすることができるものとする。

(1) 株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付け

(2) 株式会社日本格付研究所 取引先財務力評価サービス

(3) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ 日本SME格付け

※ 損失補償付債務の区分については、別紙4参照。

※ 他にこうした機関が考えられるか。

※ 当該法人が、損失補償以外の財政的支援を受けている場合には、それらの支援を加味した評価となるため、用いることができないので、限定的にしか使用できないか。

10 個別評価方式によることが適当と考えられる場合については、地方公共団体は、当該年度の前年度末時点での清算価額に基づき損失補償債務等負担見込額を算定する資産債務個別評価方式、当該年度末におけるゴーイング・コンサーンを前提とした将来キャッシュフローから損失補償債務等負担見込額を算定する経営計画個別評価方式又は当該年度前三年度の補助実績等企業債に係る将来負担額の算定方法に準じて算定する損失補償付債務償還費補助評価方式のいずれかの方法により、損失補償債務等負担見込額を算定することができる。ただし、資産債務個別評価方式又は経営計画個別評価方式を選択する場合においては、原則として、公認会計士又は監査法人その他のデュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等の場において、評価結果の検討を行うものとする。

※ 公認会計士又は監査法人その他のデュー・デリジェンスの専門家を含む第三者委員会等における検討をどの程度、強く求めるか。

※ 個別評価方式においても、最低10%の損失補償債務等負担見込額を求めることとするか。

※ 経営が悪化しており抜本的な再建策又は処理策が必要になっていると考えられる第三セクター等の損失補償付債務等の評価に当たっては、個別評価方式による算定を検討すべき、と要請することについてどのように考えるか。

- 11 個別評価方式のうち、資産債務個別評価方式は、当該年度の前年度末における当該法人の債務の総額から法人の所有する財産の時価を控除した額と、損失補償を付した債務の額のいずれか少ない額として算定するものとする。ただし、損失補償を付した債務の額の10%を下回することはできない。この場合において、資産の価額の算定については、次に定めるところにより算定するものとする。
- (1) 法人の保有する土地の価額については、規則第4条第2項に定める方法により算定するものとする。
 - (2) 地上権（借地借家法（平成三年法律第九十号）に規定する借地権又は民法第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）の地上権に該当するものを除く。以下同じ。）の価額、定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額、定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額及び立木の価額の評価は、相続税の例による等、適切な評価を行うこと。
 - (3) 棚卸資産の価額については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（平成18年7月5日 企業会計基準委員会）に沿う等、適切な評価を行うこと。
 - (4) 他の信用リスク補完手段との関係や損失補償契約の評価等についても、合わせて適切に評価すること。

※ これら以外に、資産債務個別評価方式で、留意すべき事項として定めるべき事項があるか。

※ 立木の評価について、相続税法の例による場合、「当該立木の当該年度の前年度末における時価に百分の八十五の割合を乗じて算出した金額による。」こととなるが、それでよい。農林漁業金融公庫から貸付けを受けている林業公社の分収林の価額も、同様とするか。

- 12 個別評価方式のうち、経営計画個別評価方式は、当該法人が地方公営企業に準ずる第三セクターである場合において、次の方法により算定するものとする。

(1) 規則第6条（解消可能資金不足額）第2号の例に準じて算定した第2号Dに定める期間が経過した後の負債の額及び第2号Dに定める期間内における地方公共団体負担額を現在価値に割り引いて算定した額の合算額から当該年度の前年度の末日における純資産（株主資本）の額を控除した額。

(2) 規則第6条（解消可能資金不足額）第4号の例に準じて作成した計画の計画期間中における地方公共団体負担額を現在価値に割り引いて算定した額から当該年度の前年度末日における純資産（株主資本）の額を控除した額。

※ 地方公営企業と同様の事業を、地方公共団体の信用補完である損失補償によって行ういわゆる地方公営企業に準ずる第三セクターについては、地方公営企業と同様の形での将来負担額の算定を認めても良いのではないか。

※ その場合においては、地方公営企業の地方債に係る一般会計等負担額の算定方法と同様の方法による算定によることが適当ではないか。

13 個別評価方式のうち、損失補償付債務償還費補助評価方式は、当該法人が行う事業が地方公営企業に相当する事業であって、実質的に、損失補償付債務等の償還の全部又は一部を損失補償を付与した団体からの補助金等により返済している法人において、当該法人の損失補償付債務について、規則第9条の規定に基づく「一般般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」の算定方法に準じて算定した額とする。

※ 地方公共団体からの補助金（委託費等で実質的に当該団体への支援となっていると考えられるものを含む。）、貸付金によって、損失補償付債務を償還している場合には、当該年度の元利償還金のうち補助金、貸付金等が充当された額の割合を損失補償付債務の残高に乗じて得た額とすることでもよいのではないか。

※ 規則第9条の規定に基づく「一般般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額」は、過去3年間の平均の元利償還金に対する繰入額の比率等を、元金償還金残高に乗じることとされている。

第3 林業公社に対する超長期貸付に関する損失補償債務等負担見込額の算定方法の特例

- 1 農林漁業金融公庫等金融機関から超長期資金の貸付を受けた林業公社の設立団体である地方公共団体の損失補償債務等負担見込額の算定については、財務諸表に林業公社の特色を加味した補正を行った修正財務諸表評価方式又は損失補償付債務償還費補助評価方式によるものとする。
- 2 修正財務諸表評価方式においては、林業公社の財務諸表に次の補正を加えるものとする。
 - (1) 森林勘定における分収林の価額については、固定資産として投下費用から補助金等損金対象額を差し引いてその累積を簿価として計上しているが、これに森林勘定の含み損益として、将来の伐採時における正味販売価格を加減するものとする。
 - (2) 前項の正味販売価格は、当該年度の前年度末の木材価格の時価（過去5年間の全国平均）に基づく将来の販売時点における木材販売収入に補助金を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り戻したものとすること。この場合において、割り戻し率は、財政融資資金や政府金融機関貸付金利を参照するものとし、割り戻年数は平均伐期齢と平均林齢との差とすること。
 - (3) 経常損益を計算する正味財産増減計算書上、森林勘定の資産に計上される分収林に係る借入金の利息を営業外費用と認識すること。
 - (4) 純資産（自己資本）の算出に当たって、設立団体からの借入金及び未払い利息を負債ではなく、純資産に区分することができる。
- 3 損失補償付債務償還費補助評価方式のうち経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方法を採用する場合には、次のとおりとすること。
 - (1) 損失補償付の農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金又は他の地方公共団体からの貸付金の償還にあたって、その財源として、設立団体である地方公共団体からの補助金又は貸付金を充てている場合には、当該償還金に充てている補助金又は貸付金の割合を農林漁業金融公庫等金融機関からの超長期貸付金の残高に乗じて得た額を、損失補償債務等負担見込額とすること。
 - (2) なお、損失補償を行っている設立団体からの特定調停等の申し立ては、経済的取引や出資団体等の支援等の事象とはみなさない。

※ 林業公社については、農林漁業金融公庫ヒアリング及び地方公共団体における経営分析の状況を踏まえるとこのような内容となるが、これでよいか。

※ 林業公社の損失補償付債務の償還を、地方公共団体の補助金、貸付金等を財源として行っているときは、その割合に応じて、損失補償債務等負担見込額とするか。

第4 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

- 1 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の保証債務に係る損失補償債務等負担見込額は、対象年度末の損失補償残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（対象年度における損失補償実行額（当該公的保証機関に損失補償金として支払ったネットの額）を対象年度前年度末の損失補償残高で除した率）を乗じた額とする。
- 2 対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精緻化を図る手法を採用することは地方公共団体の判断で、適用しても構わない。
ただし、セグメントに分けて算定する精緻化した手法を採用した場合においては、その手法から簡素な手法に戻ることは、原則として、できないものとする。

※ 特に留意すべき事項はあるか。

※ ほぼ実績に基づくものであり、最低10%の将来負担額算入は適用しないことでのよいのではないか。

- 3 金融機関等と地方公共団体の契約に基づき、金融機関等が不特定多数の事業者等に融資を行う場合において金融機関等が行う融資に伴う損失の損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額については、対象年度末の損失補償残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率（対象年度における損失補償実行額（当該金融機関等に損失補償金として支払ったネットの額）を対象年度前年度末の損失補償残高で除した率）を乗じた額とする。
- 4 対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精緻化を図る手法を採用することは妨げないが、精緻化した手法から簡素な手法に戻ることはできないものとする。

※ 特に留意すべき事項はあるか。

※ ほぼ実績に基づくものであり、最低１０％の将来負担額算入は適用しないことでのよいのではないか。

第6 その他の形態の損失補償、債務保証

○ その他の形態の損失補償、債務保証に係る損失補償債務等負担見込額については、当該地方公共団体において、過去の実績等に基づき合理的と考えられる手法で算定した額とする。この場合において、当該損失補償又は債務保証した債務の額の１０％を下回ることはできない。

※ 特に留意すべき事項はあるか。

※ 最低１０％を将来負担額に算入することについて、どのように考えるか。

第7 評価結果の開示、公表、守秘等

- 1 関係法令の規定も踏まえ、個々の法人に対する評価結果の公表については、法令、当該団体の条例等に基づき適切に対処するものとする。
- 2 評価結果の公表等に伴い無用の混乱を生じることのないよう、開示に当たっては、B 要団体関与債務（仮称）以下と判定される場合など、あらかじめ、金融機関等の理解を求めることが必要な場合には、地方公共団体としての支援姿勢を示すなど、適切な対処を行うものとする。

※ 評価基準の内容としてではなく、施行に当たっての技術的助言において、留意事項として通知するか。

以上

別紙1－1 財務諸表等から判定する方法（一般法人）

			損益計算書上の経常利益						
			直近経常損益が黒字				経常損益が赤字		
			債務超過 額の1/3程 度	債務超過 額の1/3～ 1/5程度	債務超過 額の1/5～ 1/10程度	債務超過 額の1/10 以下	経常赤字 は純資産 総額の 1/10以下	経常赤字 は純資産 総額の 1/10～1/3 以下	経常赤字 は純資産 総額の1/3 以上
貸借対照表上の純資産等	資産超過	純資産が対外債務以上							
		純資産が対外債務の3/4以上							
		純資産が対外債務の1/2以上							
		純資産が対外債務の1/4以上							
	債務超過	債務超過額が損失補償付債務の1/4以下							
		債務超過額が損失補償付債務の1/4～1/2							
		債務超過額が損失補償付債務の1/2以上							
		債務超過額が損失補償付債務以上							

注) 債務超過額からは、損失補償付与団体からの借入金を除く。

注) 経常収益には、損失補償付与団体からの補助金を含まない。

別紙1－2 財務諸表等から判定する方法(インフラ型法人)

			損益計算書上の経常利益									
			直近経常損益が黒字				経常損益が赤字					
			債務超過 額の1/3程 度				減価償却前経常利益 が黒字		減価償却前利益が赤字 EBITDAが黒字			EBITDAが 赤字
							減価償却 費の1/2以 内の経常 赤字	減価償却 費以内の 経常赤字	経常赤字 は純資産 総額の 1/10以下	経常赤字 は純資産 総額の 1/10～1/3 以下	経常赤字 は純資産 総額の1/3 以上	
貸借対照表上の純資産等	資産超過	純資産が対外債務以上										
		純資産が対外債務の3/4以上										
		純資産が対外債務の1/2以上										
		純資産が対外債務の1/4以上										
	債務超過	債務超過額が損失補償付債務の1/4以下										
		債務超過額が損失補償付債務の1/4～1/2										
		債務超過額が損失補償付債務の1/2以上										
		債務超過額が損失補償付債務以上										

注) 債務超過額からは、損失補償付与団体からの借入金を除く。

注) 経常収益には、損失補償付与団体からの補助金を含まない。

別紙2 法人の経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方式

	元利金支払い状況	その他	損失補償を付した団体の追加支援
A 正常償還見込債務(仮称)	条件緩和なし 延滞なし		損失補償付債務の元利償還費の10%未満しか、損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領していない。
B 要団体関与債務(仮称)	条件緩和あり 1ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の10%～30%の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。
C 要団体支援債務(仮称)	1ヶ月以上3ヶ月以内の延滞		損失補償付債務の元利償還費の30%～50%の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。
D 実質団体管理債務(仮称)	3ヶ月超6ヶ月未満の延滞		損失補償付債務の元利償還費の50%～70%の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。
E 実質団体負担債務(仮称)	6ヶ月以上の延滞	第3者から破産、生産、会社整理、会社更生、民事再生等が申し立てられている。 手形交換所の取引停止処分を受けている。	損失補償付債務の元利償還費の70%以上の損失補償付与団体からの補助金又は新規貸付金を受領している。

別紙3 適格格付会社の依頼格付

	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ	フィッチレーティングスリミテッド
A 正常償還見込債務(仮称)	BB-以上	BB-以上	Ba3以上	BB-以上	BB-以上
B 要団体関与債務(仮称)					
C 要団体支援債務(仮称)					
D 実質団体管理債務(仮称)					
E 実質団体負担債務(仮称)					

別紙4 適格格付会社の依頼格付以外の格付け

	株式会社格付投資情報センター 中堅企業格付け	株式会社日本格付研究所 取引先 財務力評価サービス	スタンダード・アンド・プアーズ・レー ティングズ・サービス 日本SME格 付け
A 正常償還見込債務(仮称)	bbb以上	bbb以上	7以上
B 要団体関与債務(仮称)			
C 要団体支援債務(仮称)			
D 実質団体管理債務(仮称)			
E 実質団体負担債務(仮称)			